

いよいよ、2019年10月からスタート!(予定)

“幼児教育・保育無償化”で 私たちの暮らしはどう変わる?

子育て世代のご家庭にとって、とてもありがたい“幼児教育・保育無償化”。
育児中の方はもちろん、これからパパ・ママになる方も注目しているのではないのでしょうか?
無償になった分の費用を、お子さまの将来の教育資金として積立てるなど、
家計を見直すイキきっかけにもなりそうですね♪



そもそも、どんな制度なの?

幼児教育・保育無償化とは、幼児教育の重要性を考慮し“**すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること**”をめざすもので、財源を確保しながら段階的に進めるとされています。

誰に・どんなメリットがあるの?

子どもの年齢や通っている施設、またはパパ・ママの生活状況(保育の必要性認定の有無)によって、“無償化”の内容は異なります。

子どもが3歳～5歳の場合

認可保育所	無償 (幼稚園は上限あり)
幼稚園	
認定こども園	
幼稚園の預かり保育	保育の必要性の認定 あり なし
認可外保育施設・サービス	無償 (上限あり) 対象外

子どもが0歳～2歳の場合

住民税非課税世帯のみが対象	無償
認可保育所	
認定こども園	
認可外保育施設・サービス	月 4.2万円 まで

「保育の必要性の認定」とは

自治体によって条件は異なりますが、例えば共働きの家庭、母子・父子家庭、身体または精神的な疾患がある、親の介護をしているなどの理由で家庭保育が難しいと判断されることを言います。

「住民税非課税世帯」とは

生活保護を受けているケース、または未成年者、障がい者、寡婦・寡夫で前年の所得金額が125万円以下の世帯などのことを言います。

ココに注意!

- “認可保育園”は全額無償化、しかし“認可外保育園”では対象外もしくは上限があります。
- 0歳～2歳の子どもの場合、無償化の対象となるのは“住民税非課税世帯”のみです。
- “保育の必要性の認定”がなければ、対象外となるケースがあります。

あなたの場合は? ケース別に見る具体的なイメージ



子どもが3歳～5歳で、**共働き・その他の事情で保育ができない家庭など**

※「保育の必要性の認定事由に該当する家庭」のケースです。

利用パターン	利用する施設	無償化の内容
利用	幼稚園、保育所、認定こども園、障がい児通園施設※ <small>※地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。</small>	無償 (幼稚園は、月2.57万円まで)
利用	幼稚園の預かり保育	幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円(月3.7万円との差額)まで無償
利用(複数利用)	認可外保育施設、ベビーシッターなど(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)	月3.7万円まで無償
複数利用	幼稚園、保育所、認定こども園 + 障がい児通園施設	ともに無償 (幼稚園は、月2.57万円まで)



子どもが3歳～5歳で、**専業主婦(夫)の家庭など**

※「保育の必要性の認定事由に該当しない家庭」のケースです。

利用パターン	利用する施設	無償化の内容
利用	幼稚園、認定こども園、障がい児通園施設	無償 (幼稚園は、月2.57万円まで)
複数利用	幼稚園、認定こども園 + 障がい児通園施設	ともに無償 (幼稚園は、月2.57万円まで)

★幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、“**保育の必要性の認定事由**”に該当する必要があります。

参考:厚生労働省発表の説明資料「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」

ココに注意!

- 実費として徴収される通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。
- 専業主婦(夫)の家庭が、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用した場合などは、無償化の対象となりません。



“幼児教育・保育無償化”で、家計の負担が軽減されても、**教育・保育に関する出費はゼロにはなりません。**また、子どもの進学状況により必要な教育資金は大幅に異なるため、早めの対策が大切です。
将来に向けた積立てや計画の重要性は変わらないことを覚えておきましょう!